

○厚生労働省告示第百三十九号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十年度から平成二十七年度までにインドネシア人看護師候補者として入国した者及び平成二十年度から平成二十六年までインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十三年法務省告示第三百六十七号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度から平成三十年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から平成三十年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針」という。）

改正前

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十年度から平成二十六年までインドネシア人看護師候補者として入国した者及び平成二十年度から平成二十五年までインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十三年法務省告示第三百六十七号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度から平成二十九年まで実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から平成二十九年まで実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者等が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針」という。）

第一の四に定めるもののほか、次の1から20までに定めるところによる。

- 1 (略)
 - 2 特例インドネシア人看護師候補者 特例インドネシア人第一陣看護師候補者、特例インドネシア人第二陣看護師候補者、特例インドネシア人第三陣看護師候補者、特例インドネシア人第四陣看護師候補者、特例インドネシア人第五陣看護師候補者、特例インドネシア人第六陣看護師候補者、特例インドネシア人第七陣看護師候補者及び特例インドネシア人第八陣看護師候補者をいう。
 - 3 特例インドネシア人介護福祉士候補者 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者をいう。
 - 4 5 10 (略)
 - 11 特例インドネシア人第八陣看護師候補者 平成二十七年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 12 17 (略)
 - 18 特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者 平成二十六年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
 - 19 20 (略)
- 三 (略)
- 第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労
- 1 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労
 - 2 特例受入れ施設の要件

第一の四に定めるもののほか、次の1から18までに定めるところによる。

- 1 (略)
 - 2 特例インドネシア人看護師候補者 特例インドネシア人第一陣看護師候補者、特例インドネシア人第二陣看護師候補者、特例インドネシア人第三陣看護師候補者、特例インドネシア人第四陣看護師候補者、特例インドネシア人第五陣看護師候補者、特例インドネシア人第六陣看護師候補者及び特例インドネシア人第七陣看護師候補者をいう。
 - 3 特例インドネシア人介護福祉士候補者 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者をいう。
 - 4 5 10 (略)
 - (新設)
 - 11 16 (略)
 - (新設)
 - 17 18 (略)
- 三 (略)
- 第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労
- 1 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労
 - 2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならぬ。

(1)・(2) (略)

(3) 過去三年間に、第五の一の二、特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の二若しくは特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第五の一の二又は協定指針第四の二の四、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の四若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の四の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、第五の一の三、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の三若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の三又は協定指針第四の二の五、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の五若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の五の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならぬ。

(1)・(2) (略)

(3) 過去三年間に、第五の一の二、特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の二若しくは特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者指針」という。）第五の一の二又は協定指針第四の二の四、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の四若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の四の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、第五の一の三、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の三若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の三又は協定指針第四の二の五、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の五若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の五の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

区分	年度	<p>3・4 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第三 (略)</p> <p>第四 厚生労働省による確認</p> <p>一 特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認</p> <p>平成二十年度から平成二十七年までに入国したインドネシア人看護師候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の(1)及び(2)の要件を確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の(1)の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。</p> <p>二 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認</p> <p>平成二十年度から平成二十六年までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。</p> <p>第五・第六 (略)</p> <p>別表第一(第一の三、第二の一、第五の一関係)</p>
区分	年度	<p>3・4 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第三 (略)</p> <p>第四 厚生労働省による確認</p> <p>一 特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認</p> <p>平成二十年度から平成二十六年までに入国したインドネシア人看護師候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の(1)の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。</p> <p>二 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認</p> <p>平成二十年度から平成二十五年までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。</p> <p>第五・第六 (略)</p> <p>別表第一(第一の三、第二の一、第五の一関係)</p>

(略)	(略)
特例インドネシア人第七陣看護師候補者	平成二十九年度
特例インドネシア人第八陣看護師候補者	平成三十年年度

別表第二(第一の三、第二の二、第五の一関係)

(略)	(略)
特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者	平成二十九年度
特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者	平成三十年年度

(略)	(略)
特例インドネシア人第七陣看護師候補者	平成二十九年度

別表第二(第一の三、第二の二、第五の一関係)

(略)	(略)
特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者	平成二十九年度